

AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（案）に対する 意見及びこれに対する考え方（概要）

令和5年3月

総務省 情報流通行政局 地上放送課

1. 実施期間

令和4年12月28日（水）～令和5年1月31日（火）

2. 意見提出者（提出順）

合計38件

【放送事業者等：32件】

北海道放送株式会社	株式会社ニッポン放送	株式会社STVラジオ
株式会社エフエム福岡	南海放送株式会社	株式会社アール・エフ・ラジオ日本
一般社団法人日本民間放送連盟	株式会社TBSラジオ	株式会社高知放送
青森放送株式会社	山口放送株式会社	株式会社新潟放送
株式会社ベイエフエム	株式会社エフエム愛知	長崎放送株式会社
株式会社エフエムナックファイブ	朝日放送ラジオ株式会社	福井放送株式会社
静岡エフエム放送株式会社	株式会社エフエム東京	株式会社InterFM897
株式会社文化放送	株式会社大分放送	株式会社京都放送
横浜エフエム放送株式会社	大阪放送株式会社	株式会社MBSラジオ
株式会社山梨放送	札幌テレビ放送株式会社	株式会社エフエム大阪
株式会社中国放送	株式会社TBSホールディングス	

【個人：6件】

通し 番号	項目別 番号	提出された意見の概要	考え方
1	1-1	<p>基本方針（案）に賛同 【一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社文化放送、株式会社ニッポン放送、株式会社TBSラジオ、株式会社TBSホールディングス、株式会社アール・エフ・ラジオ日本、株式会社高知放送、長崎放送株式会社、福井放送株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
2	1-2	<p>基本方針（案）に反対 【個人2件】</p>	<p>民間AMラジオ放送事業者の経営状況を踏まえ、経営判断としてFM転換及びAM局廃止を検討するための取組は必要であると考えます。 なお、基本方針（案）においては、世帯・エリアカバー率が最大限維持できるよう、特例措置適用事業者は特例適用局を適切に選定するとともに、その運用休止の影響を受ける住民への周知広報を行うなど、聴取者への影響を最小限にするための要件を設けています。</p>
3	1-3	<p>ラジオ放送事業者の意見や要望を踏まえた柔軟な対応を要望 【一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社文化放送、株式会社山梨放送、福井放送株式会社、株式会社TBSラジオ】</p>	<p>頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。</p>

通し 番号	項目別 番号	提出された意見の概要	考え方
4	2-1	「民間AMラジオ放送事業者のAM放送のFM転換等に関する『実証実験』の考え方」との関係性及び基本方針（案）に記載されなかった項目に関する現時点の認識を明記することを要望 【一般社団法人日本民間放送連盟】	本基本方針（案）は、2023年の再免許時に、一定期間のAM局の運用休止を行うことを可能とするために必要となる措置について、放送法・電波法上の観点から整理を行い、新たに設けることとしている電波法上の特例措置の内容、適用を受けるための要件、手続等を示したものです。 「民間AMラジオ放送事業者のAM放送のFM転換等に関する『実証実験』の考え方」との関係については、本基本方針はAM局の運用休止について制度整備面での整理を行ったものであり、当該「考え方」でお示ししていた認識に変更はありません。 特例措置の実施状況等を踏まえ、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討を行うとともに、その際に考慮すべき事項について整理及び公表を行うこととしています。
5	3-1	特例措置に賛同 【南海放送株式会社、株式会社京都放送】	賛同の御意見として承ります。
6	4-1	特例措置の適用期間の延長に賛同 【福井放送株式会社、株式会社京都放送】	賛同の御意見として承ります。
7	4-2	特例措置の適用期間を延長できる期間を明示することを要望 【南海放送株式会社】	特例措置を延長することができる期間については、さらなる検証の必要性や運用休止による影響の大きさ等を勘案し、個別に検討することを想定しています。

通し 番号	項目別 番号	提出された意見の概要	考え方
8	5-1	<p>世帯・エリアカバー率の要件を具体的な数値で示さないことに賛同 【札幌テレビ放送株式会社、株式会社STVラジオ、株式会社アール・エフ・ラジオ日本、株式会社京都放送】</p>	賛同の御意見として承ります。
9	5-2	<p>世帯・エリアカバー率の要件に関する御意見 【北海道放送株式会社、株式会社大分放送】</p>	特例適用局の運用休止に当たっては、世帯カバー率について一律の基準を設けるのではなく、放送対象地域内の聴取者や地方公共団体の理解を得ることが重要であると考えております。そのため、本基本方針（案）では具体的な世帯カバー率の基準を示していません。
10	5-3	<p>世帯カバー率だけでなく、エリアカバー率についても留意することを要望 【株式会社ベイエフエム】</p>	特例措置の実施状況等を踏まえて行うFM転換の可否を判断する審査基準の策定及びAM局廃止の取扱い等に係る検討の中で、参考とさせていただきます。
11	5-4	<p>世帯カバー率にケーブルテレビによる再放送も対象として加算することに賛同 【株式会社京都放送】</p>	賛同の御意見として承ります。また、頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。
12	5-5	<p>radikoを代替手段として認めることを要望 【北海道放送株式会社、株式会社ベイエフエム、株式会社エフエムナックファイブ、横浜エフエム放送株式会社、株式会社山梨放送、株式会社中国放送、株式会社大分放送、札幌テレビ放送株式会社、株式会社TBSホールディングス、株式会社STVラジオ、株式会社アール・エフ・ラジオ日本、長崎放送株式会社、株式会社京都放送】</p>	radikoについては、世帯カバー率には含めないこととしていますが、ラジオ放送が聴取できなくなる地域における代替手段には含めることとしています。今後のradikoの取扱いについては、情報通信技術の動向等を見極めていくことが必要と考えています。頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。

通し 番号	項目別 番号	提出された意見の概要	考え方
13	5-6	<p>廃止を予定するAM中継局の放送区域をカバーすることを目的として新たなFM中継局の開設が可能になるよう、早期に制度整備することを要望</p> <p>【株式会社大分放送、札幌テレビ放送株式会社、株式会社STVラジオ、株式会社アール・エフ・ラジオ日本】</p>	<p>休止又は廃止を予定するAM局の放送区域をカバーすることを目的として新たなFM中継局の開設を可能とする制度整備案を令和5年2月13日に公表し、同年3月15日まで意見募集を実施しています。</p> <p>なお、公表した制度整備案を踏まえ、脚注5を以下のとおり修正します。</p> <p>現在のFM補完中継局の整備は、AM局の放送区域における難聴対策等に限定されているが、この範囲を拡大し、休止を予定するAM局等の放送区域をカバーすることを目的として新たなFM中継局の開設が可能になるよう、制度整備を行うことを検討している。</p>
14	5-7	<p>廃止を予定するAM中継局の放送区域をカバーすることを目的として新たに開設することが可能となるFM中継局について、「考え方」で示された空中線電力及び周波数の条件を明記することを要望</p> <p>【株式会社エフエム福岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社エフエム東京、株式会社InterFM897、株式会社エフエム大阪】</p>	<p>本基本方針（案）は、2023年の再免許時に、一定期間のAM局の運用休止を行うことを可能とするために必要となる措置について、放送法・電波法上の観点から整理を行い、新たに設けることとしている電波法上の特例措置の内容、適用を受けるための要件、手続等を示したものです。</p> <p>現時点では、休止又は廃止を予定するAM局の放送区域をカバーすることを目的として新たなFM中継局の開設を可能とすることを特例措置の適用に向けた制度整備として予定しています。今後、特例措置の実施状況等を踏まえ、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討を行うとともに、その際に考慮すべき事項について整理及び公表を行うこととしています。</p>
15	5-8	<p>廃止を予定するAM中継局の放送区域をカバーすることを目的として新たに開設することが可能となるFM中継局について、補助金の対象となるものではないことの確認</p> <p>【株式会社エフエム福岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社エフエム愛知、株式会社エフエム東京、株式会社InterFM897、株式会社エフエム大阪】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の参考といたします。</p>
16	5-9	<p>廃止を予定するAM中継局の放送区域をカバーすることを目的として新たに開設することが可能となるFM中継局の整備について、財政支援することを要望</p> <p>【北海道放送株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の参考といたします。</p>

通し 番号	項目別 番号	提出された意見の概要	考え方
17	6-1	総務省による周知広報を要望 【南海放送株式会社、株式会社大分放送】	「3(2) 特例適用局の運用休止の影響を受ける住民への周知広報を行うこと」の脚注7に記載しているとおり、総務省においても、特例措置の適用を受けたAM局の運用休止に関するホームページを作成し、周知広報を行うことを検討しています。頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。
18	6-2	周知広報の手段として非サイマルによる放送も検討 【福井放送株式会社】	「3(2) 特例適用局の運用休止の影響を受ける住民への周知広報を行うこと」で必須としているラジオ放送及びホームページ以外の周知広報の方法については、各特例措置適用事業者において地域の実情に応じて適切にご検討いただくことを期待しています。 なお、FM補完中継局はAM放送の補完を目的とするものであり、その放送内容等は補完されるAM放送と基本的に同じものになると考えています。頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。

通し 番号	項目別 番号	提出された意見の概要	考え方
19	7-1	<p>地方自治体等との調整に当たって、国による支援を要望 【北海道放送株式会社、株式会社ベイエフエム、株式会社文化放送、株式会社TBSラジオ、株式会社TBSホールディングス、株式会社新潟放送、長崎放送株式会社】</p>	<p>総務省においても特例措置の適用を受けたAM局の運用休止に関するホームページを作成し、周知広報を行うこととしています。また、関係省庁等に対して、必要な情報提供を行うことを予定しています。頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。</p>
20	7-2	<p>大規模災害発生時の対応は特例適用局の運用再開ありきで調整するのではなく、FM放送の継続を前提とするべき 【南海放送株式会社】</p>	<p>運用休止していた特例適用局を大規模災害発生時に運用再開するかどうかについては、調整の相手方となる地方公共団体との間で決定されるものであると考えています。</p>
21	7-3	<p>トンネル内の再送信に係る施設管理者との調整に当たって、総務省による支援を要望 【北海道放送株式会社、株式会社中国放送、株式会社TBSホールディングス】</p>	<p>トンネル内の再送信については、「3 (3) 地方公共団体等への周知及び災害時の対応に関する調整を行うこと」の脚注8に記載している「AM放送の再送信を行っている関係者」に該当することから、特例措置適用事業者において適切な周知を行うことが求められます。頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。</p>
22	8-1	<p>総務省による問合せ窓口の設置や共通のQ&Aの作成を要望 【北海道放送株式会社、一般社団法人日本民間放送連盟、南海放送株式会社、株式会社大分放送】</p>	<p>「3 (4) 問合せ窓口を設置すること」の脚注10に記載しているとおり、総務省においても、特例措置実施に関する問合せへの対応を行うことを検討しています。頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。</p>

通し 番号	項目別 番号	提出された意見の概要	考え方
23	9-1	検証に当たって、総務省による支援を要望 【北海道放送株式会社】	頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。
24	10-1	特例適用局の運用休止に関する報告書を国民に公開することを要望 【個人2件】	「3 (8) 特例適用局の運用休止の結果を公表すること」において、特例適用局の運用休止の結果についてホームページ等において公表することを要件としており、特に聴取者への影響を最小限にする観点から、適切な情報が公開されるよう、総務省としても取り組んでまいります。
25	11-1	特例措置の適用に係る手続を簡素なものとする ことを要望 【株式会社京都放送】	賛同の御意見として承ります。また、頂いた御意見は、今後特例措置を踏まえた取組を進めていくに当たって、参考といたします。
26	11-2	再免許を受けた時点で特例適用局の運用休止に関する実施計画を国民に公開することを要望 【個人1件】	「3 (2) 特例適用局の運用休止の影響を受ける住民への周知広報を行うこと」において、特例適用局の運用休止に関する周知広報を特例適用局の運用休止開始日の遅くとも3か月前から実施することを要件としており、また、総務省においても特例措置の適用を受けたAM局の運用休止に関するホームページを作成し、周知広報を行うことを検討しています。特に聴取者への影響を最小限にする観点から、適切な周知広報がなされるよう、総務省としても取り組んでまいります。

通し 番号	項目別 番号	提出された意見の概要	考え方
27	12-1	再度、特例措置の適用期間を設けることに賛同 【北海道放送株式会社、福井放送株式会社、株式会社京都放送】	賛同の御意見として承ります。
28	12-2	今後のラジオの在り方や必要な制度整備について検討、提示すべき 【北海道放送株式会社、株式会社TBSホールディングス】	今後のラジオの在り方や必要な制度整備については、特例措置の実施状況等も踏まえ、検討を行う必要があると考えます。
29	12-3	ワイドFM受信機の普及に関する御意見 【北海道放送株式会社、株式会社南海放送、山口放送株式会社】	総務省では、平成29年度よりワイドFMの周知広報を継続して実施しており、今後も引き続きワイドFMの普及促進に取り組んでまいります。
30	12-4	元AM親局に対する重大放送事故対応や登録点検期間などの緩和を要望 【青森放送株式会社、札幌テレビ放送株式会社、株式会社STVラジオ】	頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考といたします。
31	12-5	「考え方」で示された空中線電力や周波数、国の財政支援に関する条件を踏襲するとともに、既存FM放送事業者との公平な競争環境の確保の関連からの整理を課題として認識することを要望 【静岡エフエム放送株式会社、株式会社エフエム東京、株式会社InterFM897、株式会社エフエム大阪】	頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考といたします。

通し 番号	項目別 番号	提出された意見の概要	考え方
32	12-6	<p>F M転換及びA M局廃止に必要な制度整備を早期に行うことを要望 【北海道放送株式会社、株式会社文化放送、株式会社ニッポン放送、株式会社TBSラジオ、札幌テレビ放送株式会社、株式会社高知放送、株式会社新潟放送】</p>	<p>頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、F M転換及びA M局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考といたします。</p>
33	12-7	<p>F M転換及びA M局廃止に必要な制度整備について、「考え方」に記載された内容が反映されたものとなることを要望 【横浜エフエム放送株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、F M転換及びA M局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考といたします。</p>
34	12-8	<p>運用休止後、特に問題がなければ、そのまま特例適用局を廃止できるようにすることを要望 【福井放送株式会社】</p>	<p>頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、F M転換及びA M局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考といたします。</p>
35	12-9	<p>F M転換及びA M局廃止の際に考慮すべき事項について、公表する時期を明示することを要望 【株式会社大分放送】</p>	<p>F M転換及びA M局廃止の際に考慮すべき事項については、特例措置の実施状況等を踏まえ、適切な時期に公表したいと考えています。</p>
36	12-10	<p>F M補完中継局の整備に対してだけでなく、A M局の撤去費用等、国による幅広い財政支援をすることを要望 【株式会社京都放送】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の参考といたします。</p>

通し 番号	項目別 番号	提出された意見の概要	考え方
37	13-1	<p>FM局とAM局の併用をできるだけ長く認めることを要望 【株式会社中国放送】</p>	<p>頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考といたします。</p>
38	13-2	<p>AM局廃止を行わずに、FM補完中継局をFM親局へ変更するケースのイラストの追加を要望 【朝日放送ラジオ株式会社、大阪放送株式会社、株式会社MBSラジオ】</p>	<p>参考「FM転換により想定される民間AMラジオ放送事業者における放送ネットワークの類型」に掲載している図はあくまで例示であり、ご指摘のケースは「(2) FM転換を行い、元AM親局及びAM中継局の全て又は一部を継続する」に含まれると考えます。 頂いた御意見を踏まえ、掲載している図はあくまで例示である旨を追記することといたします。</p>
39	13-3	<p>元AM親局を減力し、AM中継局に変更することを可能とすることを要望 【株式会社大分放送】</p>	<p>参考「FM転換により想定される民間AMラジオ放送事業者における放送ネットワークの類型」に掲載している図はあくまで例示であり、ご指摘のケースは「(2) FM転換を行い、元AM親局及びAM中継局の全て又は一部を継続する」に含まれると考えます。 頂いた御意見を踏まえ、掲載している図はあくまで例示である旨を追記することといたします。</p>
40	14-1	<p>再免許の際にAM放送だけでなく、FM放送の免許も取得し、2028年の再免許の際にFM転換を決断すべき 【個人1件】</p>	<p>頂いた御意見は、特例措置の実施状況等を踏まえ、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討する際の参考といたします。</p>
41	14-2	<p>ワイドFMの受信環境の改善のために、更なるFM補完中継局の設備や既存のFM補完中継局の空中線電力の引き上げを行うことを要望 【個人2件】</p>	<p>頂いた御意見は、今後の参考といたします。</p>